



平成 30 年 10 月 15 日

各 位

上場会社名	アルパイン株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 米谷 信彦
(コード番号)	6816 東証第1部)
問合せ先責任者	取締役 管理担当 小林 俊則
TEL	(03)5499-8111(代表)

株主提案に関する書面の受領のお知らせ

当社は、当社の株主であるオアシス インベストメンツ ツー マスターファンド エルティエーディー（以下「提案株主」といいます。）より、平成30年12月中旬開催予定の当社臨時株主総会における議題について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の平成30年10月12日付の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見等については、決定次第速やかに公表いたします。

I. 提案株主

株主名：オアシス インベストメンツ ツー マスターファンド エルティエーディー

II. 本株主提案の内容

1. 議題

剰余金の処分の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

以上

株主提案書

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. (以下「オアシス」といいます。)は、アルパイン株式会社(以下「当社」といいます。)の総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を 6 か月前から引き続き有する株主として、会社法第 303 条第 2 項に基づき、2018 年 12 月中旬開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、下記第 1 に記載する議題(以下「本議題」といいます。)を株主総会の目的とするとともに、本議題について、下記第 2 に記載する議案(以下「本議案」といいます。)を提出しますので、会社法第 305 条第 1 項及び会社法施行規則第 93 条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求します。

第1 提案する議題 剰余金の処分の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

(1) 議案の要領

本株式交換契約(下記で定義する。)の承認に係る議案が否決されることを条件に、当社の 2018 年 10 月 15 日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、以下の剰余金の処分を実施する。

ア 配当に関する事項

以下のとおりの配当を実施するものとする。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式 1 株につき金 300 円

総額 金 300 円に 2018 年 10 月 15 日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本臨時株主総会の日翌営業日

イ その他の剰余金の処分に関する事項

配当の実施に対応するため、以下のとおり別途積立金の取崩しを行う。

① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 31,452,000,000 円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 31,452,000,000 円

(2) 提案の理由

当社は、2017 年 7 月 27 日、当社の親会社であり、議決権所有割合で 41.15%の当社株式を保有するアルプス電気株式会社(以下「アルプス電気」といいます。)との間で持株会社体制への移行を伴う経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うこととし、その一環として、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行い、当社とアルプス電気の間の本株式交換に係る株式交換

契約を「本株式交換契約」といいます。)を行うことを公表しました。本株式交換においては、当社普通株式 1 株に対してアルプス電気普通株式 0.68 株を割当て交付するとの株式交換比率が合意されています。

本議案は、本株式交換契約の承認に係る議案が否決されることを条件として、当社普通株式 1 株につき 300 円の配当を実施するものです。

当社は、2018 年 9 月 27 日、本株式交換契約の承認に係る議案が可決されることを条件に当社普通株式 1 株につき 100 円の配当を実施することを公表しました。また、アルプス電気は、同日、「持株会社体制における株主還元の基本方針に関するお知らせ」と題するプレスリリースにおいて、「本経営統合により当社の財務内容が現状より更に改善・向上することが想定される一方で、本株式交換に伴い当社普通株式の増加により一定程度の希薄化が生じる可能性があることも考慮した上で、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用することを基本方針とします」と述べ、自己株式の取得を積極的に行う方針を明らかにしました。これに加え、アルプス電気は、直近の投資家説明会において、自己株式の取得の原資として当社が保有している現預金を活用する旨を示唆しました。

2018 年 6 月 21 日に開催された当社の第 52 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社は当社普通株式 1 株につき 15 円の配当議案を提案し、可決されました。また、オアシスは、本定時株主総会において、当社提案の配当議案と合わせて当社普通株式 1 株につき 325 円の配当を実施する旨の株主提案を行いました。当社は、必要運転資金として現預金を手元に確保しておく必要があること及び事業の安定性を損なうおそれがあることという理由により、オアシスの株主提案に反対しました。

しかしながら、上記のとおり、当社自らが当社普通株式 1 株につき 100 円の配当を実施する議案を本臨時株主総会に付議することを公表しており、また、アルプス電気が、本株式交換が実施された場合、当社が保有している現預金を活用して自己株式の取得を行うことを示唆していることからして、必要運転資金として現預金を当社の手元に確保しておく必要はなかったものであり、本定時株主総会時の当社の説明が事実と反していたことが明らかになりました。

当社普通株式 1 株につき 300 円の配当を実施すると配当金総額は約 207 億円となりますが、この配当を行ったとしても、当社は約 331 億円の現預金及び売却可能な多額の持合い株式(本田技研工業株式会社(ホンダ)株式、中国 NEUSOFT 社株式・出資金等)を保有しており、また、有利子負債を活用することもできます。したがって、当社は、当社普通株式 1 株につき 300 円の配当を実施したとしても、海外への事業展開やアルプス電気との経営統合よりも有効な戦略的提携を行うのに十分な資金源を有しています。

本株式交換契約の承認に係る議案が否決される場合、当社は独立した上場会社として経営を継続することになりますが、当社の経営陣は、アルプス電気のみのためでなく、全てのステークホルダーのために企業価値を向上させていかなければなりません。当社普通株式 1 株につき 300 円の配当を実施すれば、当社の ROE が向上し、これは当社の全ての株主の利益となります。上記からも明らかなおお、当社は、当社普通株式 1 株につき 300 円の配当はおろか、それ以上の金額の配当を実施しても事業の安定性を損なうことのない強固な財務的基盤を有しています。オアシスは、本株式交換契約の承認に係る議案の否決と本議案の可決が当社の短期、中期及び長期の企業価値の向上に資することを確信しています。

以上